

2026年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料等の改定

※2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2026年4月1日以降に適用する前納払込保険料、契約者貸付利率および配当利殖率について改定します。

前納払込保険料、契約者貸付利率および配当利殖率は、金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

1 前納払込保険料

2026年4月1日以降に適用する前納払込保険料を改定します。月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込期間	改定前	改定後	増減率
3カ月	29,400円	29,400円	0.00%
6カ月	58,500円	58,500円	0.00%
1年	116,500円	116,500円	0.00%
2年	232,900円	232,900円	0.00%
5年	578,700円	575,100円	▲ 0.62%
10年	1,143,800円	1,125,700円	▲ 1.58%
15年	1,680,600円	1,613,300円	▲ 4.00%
20年	2,165,000円	2,019,500円	▲ 6.72%
30年	3,014,800円	2,655,700円	▲ 11.91%

※ なお、1987年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除く。）については、変更はありません。

2 契約者貸付利率

2026年4月1日以降に保険契約者が契約者貸付を受けられる場合について、以下のとおり契約者貸付利率を改定します。

ア 契約者貸付利率（イおよびウを除く。）

（年利率、単位：％）

基本契約の効力発生年月日	貸付期間中の 契約者貸付利率		貸付期間経過後の 契約者貸付利率	
	改定前	改定後	改定前	改定後
1996年4月1日～ 1998年8月31日	2.75	3.00	2.825625	3.090000
1998年9月1日～ 1999年3月31日	2.75 下記以外 一時払商品		2.825625	
	2.50		2.562500	
1999年4月1日～ 2007年9月30日	2.50		2.562500	

※ 表中にない期間については、改定しません。

イ 貸付利率の特則に基づく契約者貸付利率

(年利率、単位：%)

基本契約の効力発生日	貸付期間中の 契約者貸付利率		貸付期間経過後の 契約者貸付利率	
	改定前	改定後	改定前	改定後
2001年7月1日～ 2007年9月30日	1.50	2.00	1.522500	2.040000

※ 表中にない期間については、改定しません。

ウ 非常取扱いのときに貸付利率の減免を行う場合の契約者貸付利率

改定しません。

3 配当利殖率

2026年4月1日以降に適用する配当利殖率を以下のとおり改定します。

(年利率、単位：%)

改定前	改定後
0.39	0.69

※ 改定後の配当利殖率は、2026年4月1日以降の年ごとの効力発生応当日から適用します。例えば、年ごとの効力発生応当日が10月1日の契約の場合、2026年9月30日までは改定前の率、同年10月1日以降は改定後の率が適用されます。

※ 財形および確定拠出終身年金保険(年金支払事由発生日後の契約を除く。)については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えます。